

子育てスタート支援金の支給について

出産・子育て応援事業においては、紙おむつなどの日用品の購入など子育てに必要な経費の負担軽減を目的とした「子育てスタート支援金」の5万円の支給があります。

なお、支給を受けるためには申請の手続きが必要です。



■支給額

- ・子育てスタート支援金：出生した児童1人につき5万円

■対象となる方 申請日に本市に住民登録があり、以下に該当する方

令和5年2月生まれ以降のお子さんの4か月児健康診査等で、保健師等による面談を受けた保護者

■申請方法

・同封した「子育てスタート支援金申請書兼請求書」に記載要領を参考に記入し、必要書類※を貼付し、4か月児健康診査受診時に提出してください。

※振込先の口座の確認書類と申請者本人の確認書類（振込先の口座が申請者とは異なる場合は、その代理人の確認書類も必要。）

・記載漏れや必要書類の不備がある場合は、受理できません。ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。（ゆうちょ銀行の場合は、通帳記載の支店名が必要です。）

・面談を受けた保護者が申請者となります。申請者とは異なる方の口座振込を希望する場合は、印鑑が必要です。

■その他

・他市町村から転入の方で、すでに出生後に「子育てスタート支援金」を受給されている方は、申請できません。

・4か月児健康診査の会場での申請が難しい方は、下記にお問い合わせください。



お問い合わせ
秦野市こども家庭支援課親子健康担当
（はだの子育て応援センターはぐるーむ）
電話 0463-82-9604（直通）
受付時間 平日8：30～17：15

(R5.4)